

第62回社会を明るくする運動作文コンテスト

「犯罪、非行をした人の立ち直り」

優秀賞

犯罪、非行をした人はどう立ち直っていくのだろうか。多くは犯罪や非行をした人が立ち直るのはとても難しいことだと思ふ。いじめや殺人など、動機が自分の生活の問題や、日常の問題など、たくさんあるということに分かる。

いじめやDVなど、非行は日常的問題が原因で起きている。実際にテレビのニュースに取り上げられると、「なぜ関係のない人が巻き込まれるのだろうか。」と思つた。

人の格差や差別から生まれる日常的問題は警察などの呼びかけているものの、この件は気づきにくいということが多い。学校の中でもやめたいという気持ちはあるが、見過ごしてしまふことがある。いじめなどを完全に無くすのは難しい。けれど自分たちの個性を尊重すれば、少しずつだけなくなれるかもしれないと僕は思っている。

犯罪は世界で毎日のように起こっている。殺人など、特にほかの人が自分を傷つけたいが多い。原因が多く、例でいうとつかつとなつてしまつたりなど、数ある。



赤平中央中1年 平川 侑佑 さん

1,253作品の推薦
作品総数優秀賞に
から見事な
輝きました。

関わりの深い人などが死ぬと悲しむ人もたくさんいる。尊い命が失われることは傷つく人もいふ。犯罪は決して無くすことはできないかもしれないが、自分は無くすことができるかもしれないと思ふ。

罪を犯した人が立ち直るのは難しいことだ。後悔して反省する人もいれば、反省せずにまた罪を犯す人もいるかもしれない。だからこそ自分の身を守るために、いざという時の知識が必要かもしれないと思ふ。

反省はいいことだと思ふ。自分の過ちを見直すこともできるし、これから見直すこともできる。

人には心がある。心があれば感情も表せられるし、話したりすることもできる。

もし罪を犯したとしても、それで自らを見つめ直せば、明るい未来が見えてくる。罪を犯した人間がすべて悪いということはないと自分は信じている。

赤平市市税等収納向上対策本部

介護保険料の納め忘れ・滞納にはご注意ください！

介護保険でサービスを利用されるとき、利用者がかかった費用の1割を負担いただくだけで、あとの9割は介護保険から給付されます。納付期限から1年以上、特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて、次のように保険給付を制限されますのでご注意ください。

【1年以上滞納するときは】
費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

【1年6カ月以上滞納するときは】
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。

【2年以上滞納するときは】
利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。※滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡って納めることができなくなりますのでご注意ください！
介護健康推進課 介護福祉係 ☎32・2217

市税使用料等の納付は便利・確実・安心な口座振替！
お仕事などで日中忙しく不在がちな方や、すっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはびけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関窓口で簡単にできますので、ぜひご利用ください。

■ 事務局 ■
税務課納税係
☎32-2219

納期を守ろう！
2月28日(木)までに
納入しましょう！

【今月の納税】
国民健康保険税 第8期
後期高齢者医療保険料 第8期
介護保険料 第6期

納税(付)相談について！
平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

退職医療制度を ご存じですか？

会社などを退職し、年金(厚生年金など)を受けられる人とその扶養家族は、65歳になる月まで「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

退職者医療制度に該当しても医療機関にかかる際の自己負担など、該当者本人はこれまで同様に変りありませんが、かかった医療費の一部が国の交付金で賄われるため、市の国民健康保険の負担が軽減され、医療費の削減になります。必ず届け出をしましょう。

◆対象となる人

現在65歳未満で国民健康保険に加入し、厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金の加入期間が20年以上または40歳以降で10年以上あつて年金を受給している人

◆加入手続き

年金受給権の発生後、年金証書を受け取ってから14日以内に、国保の担当窓口へ届け出てください。国保から「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

◆届出に必要なもの

・保険証
・年金証書
問合せ 医療保険係 ☎32・2214